

身元確認書類一覧

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「法」という)、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令」(以下「令」という)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則」(以下「規則」という)に基づき、個人番号の提供を受ける際に提出を求める身元確認書類は下記のとおりとする。

なお、備考欄に特に記載のない場合は原本・コピーともに可とする(規則第 11 条第 1 項)。

1. いずれか 1 点のみの提出で認められるもの

書類名称	備考	根拠法令
● 個人番号カード表面	原本ではなくコピーを求める	法第 16 条
【規則上で掲げられている書類】 ● 運転免許証 ● 運転経歴証明書(交付年月日が平成 24 年 4 月 1 日以降のものに限る。) ● 旅券 ● 身体障害者手帳 ● 精神障害者保健福祉手帳 ● 療育手帳 ● 在留カード ● 特別永住者証明書	原本ではなくコピーを求める	規則第 1 条第 1 号
【その他機構が適当と認める書類】 ● 写真付き学生証、生徒手帳の在学証・生徒証明書・身分証明書(各種学校が発行したものを除く。) ● 写真付き住民基本台帳カード ● 官公署(独立行政法人・特殊法人を含む)が発行した写真付き資格証明書(船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、狩猟・空気銃所持許可証、宅地建物取引士証(宅地建物取引主任者証)、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、検定合格証(警備員に関する検定の合格証)等、これらに類するもの)	原本ではなくコピーを求める	規則第 1 条第 2 号

2. いずれか2点の提出で認められるもの(氏名・生年月日または住所が確認できるもの)

表中における同じ項目内(同じ●内)の書類は同時に提出することができない。

書類名称	備考	根拠法令
【規則上で掲げられている書類】 ● 健康保険の資格確認書 ● 介護保険の被保険者証 ● 健康保険日雇特例被保険者手帳 ● 児童扶養手当証書	原本ではなくコピーを求める (※)	規則第2条第3項第1号
【その他機構が適当と認める書類】 ● 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療の被保険者証、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証(いずれも法令等に定める有効な期限内であるものであって、令和6年12月2日以降に記載事項に変更がないものに限る。) ● 国民年金手帳 ● 基礎年金番号通知書 ● 住民基本台帳カード(写真なし) ● 児童相談所が発行した受診券 ● 学生証、生徒手帳の在学証・生徒証明書・身分証明書(各種学校が発行したものを除く。写真なし) ● 官公署(独立行政法人・特殊法人を含む)が発行した資格証明書(写真なし)(生活保護受給者証等) ● 母子健康手帳 ● 特別児童扶養手当証書、特別児童扶養手当受給証明書	原本ではなくコピーを求める	規則第2条第3項第2号
● 地方税、国税、社会保険料、公共料金の領収書 ● 在学証明書(各種学校が発行したものを除く) ● 納税証明書・所得証明書・課税証明書 ● 印鑑登録証明書 ● 戸籍の附票の写し(謄本若しくは抄本も可)(代理人で、代理権の確認書類が戸籍謄本の場合は不可) ● 住民票の写し、住民票記載事項証明書(番号確認書類が住民票の写し又は住民票記載事項証明書の場合は不可)	発行日から6ヶ月以内のもの	

※ 健康保険の資格確認書とは、健康保険法(大正11年法律第70号)第51条の3第1項に規定する書面、船員保険法(昭和14年法律第73号)第28条の2第1項に規定する書面、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第9条第2項(同法第22条において準用する場合を含む。))に規定する書面、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第54条第3項に規定する書面、防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和27年法律第266号)第22条第6項に規定する書面、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)第53条の2第1項(私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)第25条において同項の規定を読み替えて準用する場合を含む。))に規定する書面若しくは地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第55条の2第1項に規定する書面のいずれかをいう。

以上